

「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の47の2の規定に基づき、調査の実施に関する指針を次のとおり定める。

平成24年8月21日

青森県知事 三村 申吾

1 調査の対象となる事業者について

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35第3項で規定される都道府県知事が必要があると認めるときは、事業者が自ら調査を希望する場合とする。

2 手数料の徴収について

1の調査を行うに当たっては、青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例（平成12年3月24日青森県条例第26号）に基づき、手数料を徴収するものとする。

3 調査項目について

調査項目は、介護保険法施行規則別表第1及び別表第2に掲げる項目のうち、県が必要と認める事項とする。

4 その他

本指針に定めるものの他、調査を行うに当たって必要な事項は、別に定める。